

変更前 (2021 年 4 月 1 日版)	変更後 (2022 年 7 月 20 日版)
<p>第 2 条 (約款の改定)</p> <p>2 当社は、電気通信事業法施行規則 (昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます) 第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に規定する事項の変更を行う場合、本約款を改定する旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上 (<a href="http://home.kcv.ne.jp/">http://home.kcv.ne.jp/</a>) に掲載する方法で告知するものとします。</p> <p>第 4 条 (本サービスの内容)</p> <p>本サービスは、契約者が当社へ当社の定める所定の方法により本申込後、本サービスの月額利用料 (以下「月額利用料」といいます) を支払うことにより、ゆめふぉんホームアプリの設定内のプレフィックス番号に「003545」を選択し、ゆめふぉんホームアプリを利用しての発信、通話アプリ「0035 でんわ」を利用しての発信、又は通話先電話番号の前に「0035-45」を付加しての発信をした (以下「0035 発信」といいます) 場合に、1 音声通話あたり 10 分以内の日本国内間の通話料が無料となるサービスとするものとします。但し、本サービスの登録前に利用していた 0035 発信の通話料については、本サービスの対象外となるものとします。なお、通話回数に制限はないものとします。</p> <p>第 16 条 (料金等)</p> <p>契約者は、本約款及び別紙に定める利用料等を当社が別途指定する日までに当社が定める所定の方法により当社へ支払うものとします。利用料等については、日割計算を行わないものとします。</p>	<p>第 2 条 (約款の改定)</p> <p>2 当社は、電気通信事業法施行規則 (昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます) 第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に規定する事項の変更を行う場合、本約款を改定する旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上 (<a href="https://yumenet.jp">https://yumenet.jp</a>、以下「<u>当社ウェブサイト</u>」) といいます) に掲載する方法で告知するものとします。</p> <p>第 4 条 (本サービスの内容)</p> <p>本サービスは、契約者が<u>当社</u>に当社の定める所定の方法により本申込後、本サービスの月額利用料 (以下「月額利用料」といいます) を支払うことにより、ゆめふぉんホームアプリの設定内のプレフィックス番号に「003545」を選択し、ゆめふぉんホームアプリを利用しての発信、通話アプリ「0035 でんわ」を利用しての発信、又は通話先電話番号の前に「0035-45」を付加しての発信をした (以下「0035 発信」といいます) 場合に、1 音声通話あたり 10 分以内の日本国内間の通話料が無料となるサービスとするものとします。但し、本サービスの登録前に利用していた 0035 発信の通話料については、本サービスの対象外となるものとします。なお、通話回数に制限はないものとします。</p> <p>第 16 条 (料金等)</p> <p>契約者は、本約款及び別紙に定める利用料等を当社が別途指定する日までに<u>当社</u>に支払うものとします。利用料等については、日割計算を行わないものとします。</p>

第 19 条（初期契約解除）

契約者は、本サービスの利用開始日又は契約書面受領日のどちらか遅い日を含め 8 日間、契約者が書面で当社へ通知することにより本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます）が出来るものとし、ます。初期契約解除は、契約者が当社へ解除の通知を行った日（以下「通知日」といいます）に解除の効力が生じるものとし、ます。但し、月額利用料、通話料は請求出来るものとし、ます。月額利用料は日割り計算されるものとし、ます。但し、当社システムの都合上、通知日の翌月より本サービスが解除されるものとし、ます。但し、通知日が月の 25 日を過ぎた場合、翌々月より本サービスが解除されるものとし、ます。また、本サービスが適用された期間の料金は全額発生するものとし、ます。

第 24 条（利用停止）

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、当社が定める期間（本サービスの料金その他の債務（本約款及び別紙の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとし、ます。）を支払わない場合、当該料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの一部又は全部の利用を停止することがあるものとし、ます。

第 25 条（接続休止）

当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、契約者が本サービスを全く利用出来なくなった場合、本サービスについて接続休止（本サービスを一時的に利用出来ないようにすることをいいます。以下同じとし、ます。）とする場合があるものとし、ます。

但し、本サービスについて、契約者からの本契約の

第 19 条（初期契約解除）

契約者は、本サービスの利用開始日又は契約書面受領日のどちらか遅い日を含め 8 日間、契約者が書面で当社に通知することにより本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます）が出来るものとし、ます。初期契約解除は、契約者が当社に解除の通知を行った日（以下「通知日」といいます）に解除の効力が生じるものとし、ます。但し、月額利用料、通話料は請求出来るものとし、ます。月額利用料は日割り計算されるものとし、ます。但し、当社システムの都合上、通知日の翌月より本サービスが解除されるものとし、ます。但し、通知日が月の 25 日を過ぎた場合、翌々月より本サービスが解除されるものとし、ます。また、本サービスが適用された期間の料金は全額発生するものとし、ます。

第 24 条（利用停止）

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、当社が定める期間（本サービスの料金その他の債務（本約款及び別紙の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとし、ます。）を支払わない場合、当該料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの一部又は全部の利用を停止することがあるものとし、ます。

第 25 条（接続休止）

当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、契約者が本サービスを全く利用出来なくなった場合、本サービスについて接続休止（本サービスを一時的に利用出来ないようにすることをいいます。以下同じとし、ます。）とする場合があるものとし、ます。

但し、本サービスについて、契約者からの本契約の

解除の通知があった場合、この限りではないものとします。

#### 第 36 条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます）は、当該本サービスが全く利用出来ない状態（当該本契約にかかる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用出来ない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上当該状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償するものとします。

#### 第 41 条（契約者からの通知）

契約者との基本契約に基づき登録された内容及び当社が別に定める内容に変更があった場合、契約者は、その内容について速やかに当社が定める所定の方法で当社へ通知するものとします。なお、本条に規定する当社が別に定める内容は、次のとおりとするものとします。

登録電話番号にかかる携帯自動車電話設備及び PHS 設備の契約の解除、利用休止又は譲渡（但し、携帯電話番号ポータビリティ（登録電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます）にかかる契約の解除を除くものとします）

#### 第 42 条（当社からの通知）

当社は、契約者への通知方法として当社ウェブサイト上（<http://home.kcv.ne.jp/>）への掲示、又は契約者への電子メールその他の連絡方法により通知

解除の通知があった場合、この限りではないものとします。

#### 第 36 条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます）は、当該本サービスが全く利用出来ない状態（当該本契約にかかる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用出来ない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上当該状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償するものとします。

#### 第 41 条（契約者からの通知）

契約者との基本契約に基づき登録された内容及び当社が別に定める内容に変更があった場合、契約者は、その内容について速やかに当社が定める所定の方法で当社に通知するものとします。なお、本条に規定する当社が別に定める内容は、次のとおりとするものとします。

登録電話番号にかかる携帯自動車電話設備及び PHS 設備の契約の解除、利用休止又は譲渡（但し、携帯電話番号ポータビリティ（登録電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます）にかかる契約の解除を除くものとします）

#### 第 42 条（当社からの通知）

当社は、契約者への通知方法として当社ウェブサイト上への掲示、又は契約者への電子メールその他の連絡方法により通知を行うものとします。

を行うものとします。	
------------	--